

『わかる建築法規8 建築法規』（第1版第1刷）図版に関する問題点について

このたび、弊社より2009年11月に発行いたしました『わかる建築学8 建築法規』（第1版第1刷）の一部の図版が、新建築確認申請実務研究会編『建築法規PRO2009年版 建築確認法規マニュアル』（第一法規株式会社より2009年7月10日発行）のものに類似しているのご指摘を第一法規株式会社様より賜りました。

調査・確認をいたしました結果、執筆の段階で、建築法規の内容を解説する図版に関し、著者のイメージに近い図版の提供があり、それをもとに著者によるオリジナル化や出典確認の上での手続き作業を進める予定でありましたが、その後の作業の中で、元図版の出所を確認しないまま、図版作成の作業に入ってしまう、それらの図を参考に類似する建築物等の概形の図版を起こし、本文に合わせて著者指示の文字を入力したり、概形を一部変更したりして図版を作成してしまいました。その一覧は別紙の通りです。

著者様および出版社様へのご連絡がなされなかったことにつきまして、著者である新建築確認申請実務研究会様および出版者である第一法規株式会社様に対し深くお詫び申し上げますとともに、ここに読者の皆様にご報告申し上げます。なお、本書の再版発行の際には図版のオリジナル化等適切な方法で改訂作業を行う所存でございます。

今後はこのようなことの生じないように、十分な注意を徹底いたしますので、何卒よろしく願い申し上げます。

2010年11月30日

学芸出版社編集部

別紙

建築法規PRO(2009)		わかる建築学8建築法規	
P196 P197	(3-1-5)採光関係比率の算定例、(3-1-6)隣地境界線等の対抗部分での水平距離算定の例、(3-1-8)採光補正関係の算定例(天窗)	P31	採光計算比率の計算例、水平距離dの計算例、天窗の採光補正係数の算定
P196 P197	(3-1-6)隣地境界線等の対抗部分での水平距離算定の例、(3-1-8)採光補正関係の算定例(縁側のある場合)	P32	居室の外側に幅90cm以上の縁側がある場合 採光に有効な開口部が公園、広場、川その他の空地に面する場合
P352 P354	(6-4-5)機械換気設備 (6-4-9)機械換気設備(換気扇等を設ける場合)	P33	4)機械換気設備、火気使用室の換気設備
P354	(6-4-9)機械換気設備(換気扇等を設ける場合)	P34	火気使用室の換気設備
p210	(3-4-3)居室の開口部が面する場所 口	P37	開口部と地面の関係
P314	(5-10-18)特別避難階段の構造	p47	特別避難階段の構造
P363	(6-5-7)排煙口の有効範囲 (6-5-8)排煙口の範囲	P50	排煙口の有効開口面積、天井高が3m以上の場合の有効排煙面積、機会排煙の排煙口位置
P396	(6-8-19)非常用エレベーターの乗降ロビーの構造	p52	非常用エレベーターの乗降ロビーの構造
P121 P123	(2-15-4)道路斜線、(2-15-7)前面道路からの後退緩和2、(2-15-8)前面道路からの後退緩和3	P83	道路斜線における高さ制限、後退距離の測り方
P124 P125 P126	(2-15-10)一号:物置等、(2-15-11)二号ポーチ等 (2-15-13)四号:隣地境界線上の塀	P84	後退距離の算定上除かれる物置等、後退距離の算定上除かれるポーチ等、後退距離の算定上除かれる門、塀
P126	(2-15-15)六号:高さ1.2m以下の部分	P85	後退距離の算定上除かれる部分
P145	(2-18-5)天空率の算定方法	P90	天空率の比較
P159 P161 P162	(2-19-8)測定範囲と測定面 (2-19-14)日影規制の緩和 (2-19-16)敷地に高低差のある場合の日影規制	P91	日影の測定範囲と測定面、日影規制の緩和、隣地等の地盤面が1m以上高い場合
P179	(2-26-2)特定街区の提案	P97	特定街区
P178	(2-25-10)総合設計制度の提案	P98	総合設計
P106	(2-10-3)容積率算定の例(2点)	P76	住居系用途地域における前面道路幅員による低減、前面道路幅員による容積率の低減
P115	(2-11-6)建蔽率の限度の算定例(4点)	P78	建蔽率の緩和
P115	(2-11-7)建蔽率の限度の算定例(2点)	P79	敷地が建蔽率の異なる地域にわたる場合
P115	(2-11-8)建蔽率の限度の算定例(1点)	P80	A部分は建蔽率80%の区域で耐火建築物より100%